

「なつかし・いばらき」映像資料の二次利用に関する要領
(趣旨)

第1条 この要領は、「なつかし・いばらき」映像資料（以下「映像資料」という。）の二次利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(二次利用目的)

第2条 映像資料は、茨城県の魅力発信、観光振興又は地域振興等への寄与を目的として二次利用するものとする。ただし、映像資料の二次利用の目的が次の各号のいずれかに該当すると茨城県が認める場合、映像資料の二次利用を禁止する。

- (1) 公序良俗に反するおそれがある場合。
- (2) 法令等に違反するおそれがある場合。
- (3) 専ら営利目的である場合。
- (4) 特定の政治活動又は宗教活動を助長するおそれがある場合。
- (5) 他人の著作権、財産又はプライバシー等を侵害するおそれがある場合。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、映像資料の二次利用について不適切であると茨城県が認める場合。

(二次利用申請)

第3条 映像資料の提供を受け、二次利用しようとする者は、「なつかし・いばらき」映像資料二次利用申請書」（以下「別記様式」という。）に必要事項を明記し、映像資料を二次利用する事業の内容が分かる資料を添付の上、茨城県に提出するものとする。

(遵守事項)

第4条 映像資料の二次利用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 映像資料は、別記様式に記載する二次利用の目的及び方法の範囲内で二次利用するものとし、第三者への販売、配布、譲渡又は貸与等をしないこと。
- (2) 映像資料の出所の明示として「提供：茨城県」の表記をすること。
- (3) 映像資料中の人物の肖像権は、茨城県で確認等を行っていないことを了承し、必要に応じて適切に処理すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、映像資料の二次利用に当たっては茨城県の指示に従うこと。

(免責事項)

第5条 映像資料の二次利用によって損害又は第三者との紛争が発生した場合であっても、茨城県は一切の責任を負わない。

付 則

この要領は、令和5年12月22日から施行する。